

清須市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定の背景

平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の対策実施を通じて得られた教訓を踏まえ、対策の実効性をより高めるために、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」)」が、平成25年4月に施行されました。

特措法では、病原性の高い**新型インフルエンザ**及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある**新感染症等**に対して、**国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小限となるように**することを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、発生時の措置等の対策が強化されました。また、国として整合性のある対策の実施を確保するため、国・県・市町村は、行動計画を作成・公表することが定められています。

2 新型インフルエンザ等対策行動計画策定について

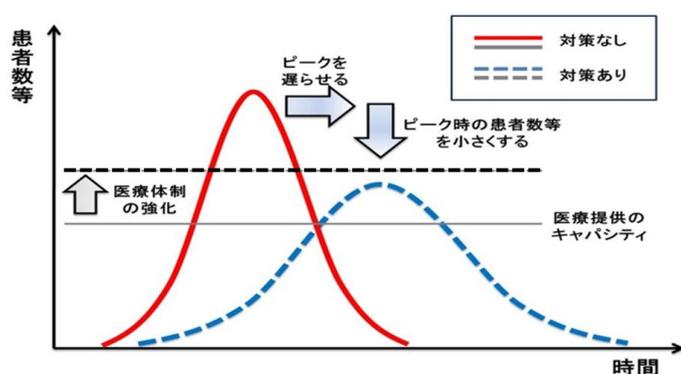
本市においても「政府行動計画」、「愛知県行動計画」に基づき、国、県、事業者、市民等が連携・協力し、発生段階に応じた対策を推進するために行動計画を作成しました。

病原性が高い新型インフルエンザへの対応を念頭におきつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を設けています。

3 対策の目的及び基本的な戦略

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活・市民経済に及ぼす影響を最小限になるようにする。

【対策の効果 概念図】



清須市の被害想定(患者数推計)	
医療機関を受診する患者数	約 6,690 人～約 12,930 人
入院患者数(上限)	中等度 約 280 人・重度 約 1,030 人
死亡者数(上限)	中等度 約 90 人・重度 約 330 人
1日当たりの最大入院患者数	中等度 約 50 人・重度 約 210 人

◎感染拡大を可能な限り抑制し、患者数等が医療機関のキャパシティを超えないようにする。

4 対策実施上の留意点

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保
- (4) 記録の作成・保存

5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

- (1) 市民の25%が、流行期間(8週間)にピークを作りながら順次り患する。
- (2) ピーク時(約2週間)には従業員の5%が発症し欠勤する他、従業員自身のり患の他、看護等で最大40%程度が欠勤することが想定される。

6 対策推進のための役割分担

国	<p>新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として、実際に講じる対策についての基本的な方針（基本的対処方針）を定める。自らの対策を実施し、地方公共団体等が実施する対策を支援することにより国全体として万全の体制を整備</p> <p>※政府対策本部長は、「新型インフルエンザ等緊急事態」が発生したと認める時は、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、この宣言以降、解除まで、緊急事態措置を講じることができる。</p>
県	<p>国が示す基本的対処方針に基づき、その区域に係る対策を実施するとともに、区域内の関係機関が実施する対策を総合的に推進（中心的役割を担う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断をして対応する。 ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合、不要不急の外出自粛等の要請*を知事が行うことができる。
市	<p>国が示す基本的対処方針に基づき、県と連携して対策を実施するとともに、市内の関係機関が実施する対策を総合的に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合、市対策本部を設置し、国及び県における対策全体の基本方針を踏まえ、地域の実情に応じた対策を進める。 ・情報提供 ・ワクチン接種 ・相談窓口設置 ・要援護者への生活支援など
指定(地方)公共機関	特措法で定めるところにより、その業務について対策を実施
事業者	予防に努めるとともに、対策に協力
市民	<p>(発生前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識、国民一人ひとりに求められる行動等の情報収集 ・発生時に備えて、食料品や生活必需品等の備蓄 等 <p>(発生後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生情報等の情報収集 ・感染防止（マスク着用、人ごみを避ける等） ・発症した場合の対応（適切な受診、自宅療養等） ・医療の確保への協力

* **基本的人権の尊重** 国民の自由と権利が尊重されることに鑑み、対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

7 実施体制

(1) 清須市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、市長は、「清須市新型インフルエンザ等対策本部」を直ちに設置し、対策の総合的な実施体制を整える。（宣言前の任意設置可）

(2) 組織

本部長－市長、副本部長－副市長・教育長、本部員－本部長が任命

8 行動計画の主要項目

新型インフルエンザの「発生段階」に応じた、「主要6項目」の対策を実施する。

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

＜発生段階に応じた主な対策＞

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
国の対策	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えて体制の整備 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生をできる限り遅らせる 国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復 	
愛知県	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 体制の整備及び関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 体制の整備及び関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部設置準備又は設置 	<ul style="list-style-type: none"> ★市対策本部設置 		<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の廃止 対策に関する評価見直し
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生に備えた情報収集体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生に備えた情報収集体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> 患者情報の全数把握の情報収集(県) 県が実施するサーベイランスの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 患者情報の全数把握の情報収集(県) 県が実施するサーベイランスの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 集団発生の把握(患者数の増加に伴い全数把握の中止)(県) 県が実施するサーベイランスの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施するサーベイランスの情報収集
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 広報・ホームページ等にて情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等相談窓口の案内 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等相談窓口の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等相談窓口の運営継続 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等相談窓口の運営継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた情報提供や共有を図る
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた特定接種・住民接種の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の準備 住民接種の開始 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 住民接種の継続 ★県の対策に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 住民接種の継続 ★県の対策に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた住民接種の継続
医療	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療体制の整備 発生に備えた医療の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センター設置(県) 帰国者・接触者外来の設置(県) 	<ul style="list-style-type: none"> 相談センター、外来の運営継続 	<ul style="list-style-type: none"> 相談センター、外来の運営継続 	<ul style="list-style-type: none"> 相談センター、外来を終了し、一般医療機関での診療に移行 ★必要に応じて、臨時の医療施設開設 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療体制への移行
市民生活・経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者への啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者への啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者への啓発 ★水の安定供給 	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者への啓発 ★水の安定供給 	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者への啓発 ★水の安定供給 ★要援護者への支援 ★埋葬・火葬の特例 	
未発生期	<p>事前準備として行動計画の策定、訓練の実施、感染症や公衆衛生に関する情報提供、保健所をはじめとする関係機関や医療関係者との連絡協議などを行います。</p>					

(注) ★印は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言時に必要に応じて実施する措置

＜新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言＞ (特措法第32条第1項)

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はその恐れがあるものとして政令で定める要件に該当する事態